

氷見市若者交流応援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、氷見市において独身男女の出会いの場を創出するため、独身男女の交流事業に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し、氷見市補助金等交付規則（昭和44年氷見市規則第12号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において交流事業とは、独身男女の出会いを創出するイベント等を開催する取組をいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、交流事業を主催する本市に住所を有する個人又は市内に所在する事業者若しくは団体であつて、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宗教、思想又は政治に関する活動を目的としていないこと。
- (2) 事業及び活動内容が公序良俗に反していないこと。
- (3) 営利を目的とした結婚相手紹介業を営んでいないこと。
- (4) 氷見市暴力団排除条例（平成24年氷見市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。

(補助金交付対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる交流事業は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内で開催し、参加者を公募すること。
- (2) 参加者は、交流事業を開催する日（以下「開催日」という。）において20歳から39歳までの独身であること。
- (3) 参加者の人数は、男女混在の6人以上とし、男女比率に著しい差異が生じないこと。
- (4) 参加者から参加費を徴収するときは、事業の趣旨を踏まえ、適正な額を設定すること。
- (5) 宗教、思想又は政治を目的としていないこと。
- (6) 公序良俗に反していないこと。

(補助金交付対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助金交付対象経費」という。）は別表のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助金交付対象経費の合計額又は参加者の数に3,000円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。ただし、交流事業の収入額（交流事業の参加費その

他の収入及び前項により算定した額の合計額をいう。) から交流事業の実施に係る経費を減じて得た額が交流事業の実施に係る経費の 5 割を超えた場合は当該超えた額を減じるものとする。

- 2 前項の規定により算出した額に 1, 0 0 0 円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てて交付するものとする。

(事前届出)

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、交流事業の開催日の 1 4 日前までに、氷見市若者交流応援事業補助金事前届出書(様式第 1 号)に必要な書類を添えて届け出なければならない。

- 2 市長は、前項の氷見市若者交流応援事業補助金事前届出があった場合は、交流事業の内容や収支予算について審査し、交流事業の内容等について必要な助言等を行うものとする。

(交付の申請)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者は、氷見市若者交流応援事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第 2 号)に次の書類を添えて、交流事業の開催日から 3 0 日以内又は開催日の属する年度の 3 月 3 1 日(その日が氷見市の休日を定める条例(平成元年氷見市条例第 3 号)第 1 条に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の前日)のいずれか早い期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第 3 号)
- (2) 収支決算書(様式第 4 号)
- (3) 交流事業に要した経費の領収書及び請求明細書の写し
- (4) 参加者の募集が確認できる書類(チラシ等)
- (5) 交流事業の実施が確認できる書類(写真等)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付及び額の確定)

第 9 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認める場合は、交付及び額の確定を行い、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金の返還)

第 1 0 条 補助金の交付を受けた者が虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(その他)

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表（第５条関係）

補助金交付対象費目	補助金交付対象経費
報償費	司会者及び講師謝礼等
消耗品費	文具及び衛生用品等
食糧費	交流事業の飲食費（アルコール飲料は除く。）
印刷製本費	チラシ、ポスター及び資料等の印刷費等
通信費	郵便料等
広告料	新聞、雑誌及びWEB広告掲載料等
保険料	損害保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料及び機器借上料等
その他市長が必要と認める経費	